

平成 24 年 1 月吉日

一般社団法人日本老年歯科医学会
会員 各位

一般社団法人日本老年歯科医学会
理事長 森戸光彦
認定制度委員会
委員長 井上農夫男

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

会員各位におかれましては、一般社団法人日本老年歯科医学会（以下、「本会」）の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 23 年 6 月 16 日の本会社員総会におきまして、認定医制度規則の改正と専門医制度の制定が承認されましたことは、すでに皆様にご報告いたしました。また、この総会におきましてはこれらの規則の改正は理事会の承認をもって行われることも決定されました。そこで認定制度委員会では平成 24 年 1 月 1 日の施行にむけて、各種規則を本会ホームページに公開し、パブリックコメントの募集を行い、規則の最終的な見直しを行い、平成 23 年 12 月 19 日の本会理事会において、認定医制度、専門医制度の規則の改正案を提出し、承認されました。

認定医制度は本会の特徴である学際的な分野を広く対象として認定医の育成並びに認定の事業を行い、専門医制度は高齢者に必要とされる歯科医療を対象とした専門医の育成並びに認定を目的にした事業を行います。

基本的には認定医の取得は、専門医を申請するための必須条件となります。

また、指導医については、認定医制度、専門医制度ともに設定されております。認定医制度においては認定医取得後 7 年の研修が必要になりますが、専門医のような臨床研修は必要とされません。専門医制度における指導医は、専門医取得後 5 年以上の研修が必要となりますが、多くの臨床研修の単位が必要となります。いずれの指導医も研修開始から最低 10 年の研修が課せられます。

このように二つの制度が関連しながら並び立つことと、旧制度におけるこれまでの資格と研修実績、新制度における規則と暫定措置などによって、規則が少々複雑になっておりますので、会員各位におかれまして、多少の混乱が生じることが懸念されます。つきましては、認定医、専門医、指導医、研修機関の認定申請をお考えの各位におかれましては、「一般社団法人日本老年歯科医学会認定医制度・専門医制度認定申請の手引き」を熟読され、認定委員会宛申請されますようご案内申し上げます。

今後とも本会の活動、認定医制度、専門医制度へのご協力をお願い申し上げます。

敬具

一般社団法人日本老年歯科医学会認定医制度・専門医制度認定申請の手引き

(平成 23 年 12 月 31 日まで有効の認定医制度を「旧認定医制度」とし、平成 24 年 1 月 1 日施行の認定医制度を「認定医制度」という)

目次

- I. 認定医、認定医制度指導医、専門医、専門医制度指導医の認定申請方法
 1. 歯科医師養成機関における高齢者歯科学ならびに老年歯科医学に関連する講座の教授、又は歯科臨床施設の高齢者歯科に関連する責任者もしくはこれと同等以上の経験を有する方
 - 1) 認定医指導医の認定申請
 - 2) 専門医の認定申請
 - 3) 専門医制度指導医の認定申請
 2. 旧認定医制度の指導医資格をもつ方
専門医、専門医指導医の申請
 3. 旧認定医制度の認定医資格をもつ方
 - 1) 認定医制度指導医の認定申請
 - 2) 専門医の認定申請
 - 3) 専門医制度指導医の認定申請
 4. 認定研修期間に所属し 5 年以上の本会会員歴、研修歴をもつ方
 5. 認定研修期間に所属し 3 年以上の本会会員歴、研修歴をもつ方
 6. これから認定医、専門医をめざす方
- II. 専門医研修機関の認定申請方法
- III. 申請書類の書き方
 1. 認定医
 2. 認定医制度指導医暫定措置による指導医および認定医指導医
 3. 専門医
 4. 専門医指導医

I. 認定医、認定医制度指導医、専門医、専門医制度指導医の認定申請方法

1. 歯科医師養成機関における高齢者歯科学ならびに老年歯科医学に関連する講座の教授、又は歯科臨床施設の高齢者歯科に関連する責任者もしくはこれと同等以上の経験を有する方など

認定医制度指導医暫定措置（平成26年12月31日まで）第1条第1項、第3項、専門医制度暫定措置第2条第1項、第4項に該当し、その要件を満たせば認定医指導医、専門医、専門医指導医の認定申請が行えます。認定医指導医と専門医指導医の違いは、専門医は臨床実績が主体となることにあります。いずれかご自分に適する方を選択してください。

1) 認定医指導医の認定申請

認定医制度指導医暫定措置第1条第1項、第3項に該当する方は、第2条にしたがって申請を行ってください。

【申請手続きの手順】認定医指導医申請

- 1) 認定医指導医認定審査料10,000円を支払う
- 2) 指導医の申請書類を提出
暫定様式指8～10、認定審査料郵便振替払込受領証（写）
- 3) 認定制度委員会の審査を受ける
- 4) 合格後、指導医登録料30,000円を支払う

参考：認定医制度指導医暫定措置

第1条 規則第25条に定めた暫定期間において、指導医の認定を受ける者は、次の各号のいずれかに一に該当する者とする。

- 1) 歯科医師養成機関における高齢者歯科学ならびに老年歯科医学に関連する講座の教授、又は歯科臨床施設の高齢者歯科に関連する責任者もしくはこれと同等以上の経験を有する者で、継続して10年以上の本会正会員歴を持つ者
- 2) 継続して10年以上の本会正会員歴を持つ者で、「老年歯科医学」あるいは関連学会雑誌に高齢者に必要とされる歯科医療に関連する論文発表の経験を有する者
- 3) 1)、2)以外で認定制度委員会が本会指導医として理事会に推薦し、理事会が認定した者

第2条 暫定措置第1条第1号に該当し、指導医の資格の申請をしようとする者は、次の1)～3)の申請書類を、第2号あるいは第3号に該当し、指導医の資格の申請をしようとする者は、次の各号のすべての申請書類を、申請審査料を添えて、提出しなければならない。

- 1) 認定申請書（暫定様式指 8）
- 2) 履歴書（暫定様式指 9）
- 3) 会員歴証明書（暫定様式指 10）
- 4) 業績目録（暫定様式指 11）

第 3 条 指導医の認定については、認定制度委員会がこれを審査し、理事会が認定する。

第 4 条 認定を受けた者は登録料を添えて登録申請を行う。本会は申請に基づき登録を行い、認定証を交付するとともに、「老年歯科医学」及び社員総会において報告する。

第 5 条 暫定措置第 2 条に定める審査料ならびに登録料は細則第 15 条に規定のとおりとする。

認定医制度施行細則：

第 15 条 第 6 条から第 9 条までと、第 12 条に定める審査料並びに登録料は次の通りとする。

- 1) 申請審査料 10,000 円
- 2) 登録料 30,000 円

2) 専門医の認定申請

専門医制度暫定措置第 2 条第 1 項、第 2 項、第 4 項に該当する方は、第 3 条にしたがって申請を行ってください。

【申請手続きの手順】

- 1) 専門医認定審査料10,000円を支払う
- 2) 専門医の申請書類を提出
暫定様式 1～ 9すべて、本会専門医認定書または専門医申請書（写）、認定審査料郵便振替払込受領証（写）
- 3) 専門医認定試験を受験する
- 4) 合格後、専門医登録料10,000円を支払う
- 5) 認定証が発行される

参考：専門医制度暫定措置

第 2 条 暫定期間における専門医の認定を申請する者は、次の各号に掲げる資格のいずれかを要する。

- 1) 大学病院等で高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療を担当する診療科又は診療部門の長である者、あるいはそれに準ずる者（准教授、副部長など）で、指定された専門医研修機関及び認定委員会が適当と認めた医療機関において

て、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に、常勤として従事した期間の合計が10年以上の者

2) 本会認定医資格を有する者

2 前項第1号に該当し専門医の認定を申請する者は、次の各号のすべてに該当していなければならない。

1) 日本国の歯科医師免許証を有する者

2) 本会正会員であること

3) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する論文が2編以上あること

4) 現在勤務する医療機関の規模及び過去1年における高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療実績が、専門医研修機関として相応であること

4 第1, 2, 3項の規定にかかわらず、認定委員会が認める者は、専門医の認定を申請することができる。

第3条 暫定措置第2条を満たし、専門医の認定を受けようとする者は、次の各号に定める申請書類に暫定措置第13条に定める認定審査料を添えて認定委員会に提出しなければならない。

1) 専門医認定申請書（暫定様式1）

2) 履歴書（暫定様式2）

3) 歯科医師免許証（写）

4) 本会会員証明書（暫定様式3）

5) 専門医研修機関・その他医療機関在籍（職）証明書（暫定様式4）

6) 研修実績報告書（暫定様式5-1, 5-2, 6, 7-1, 7-2）

7) 診療実績一覧表, 担当症例報告書（暫定様式8-1, 8-2-1, 8-2-2）

8) 論文業績目録（暫定様式9）

第4条 専門医の認定に際しては、書類審査及び筆記試験を行う。

1) 専門医認定試験の評価は、試験実施委員会が行い、その結果を認定委員会に報告する。

2) 専門医の資格は、認定委員会がこれを審査及び認定し、理事会に上程して承認を得るものとする。

2 暫定措置第13条に定める登録料を納付し登録手続きを完了した者は専門医として本会に登録され、認定証が交付される。

3) 専門医指導医の認定申請

専門医制度暫定措置第5条第1項第1号、第5条第2項に該当する方は、第6条にしたがって申請を行ってください。

【申請手続きの手順】専門医、専門医指導医同時申請

- 1) 専門医認定審査料10,000円と指導医認定審査料10,000円の合計20,000円を支払う
- 2) 専門医と指導医の申請書類を提出
専門医申請書類（暫定様式1，暫定様式8-1，8-2-1，8-2-2）、指導医申請書類（暫定様式10-18）、**本会専門医認定書または専門医申請書（写）、認定審査料郵便振替払込受領証（写）**
- 3) 専門医認定試験を受験する
- 4) 合格後，専門医登録料30,000円を支払う
（指導医の登録料は免除）
- 5) 認定証が発行される

参考：専門医制度暫定措置

第5条 暫定期間における指導医の認定を申請する者は、次の各号に掲げる資格のいずれかを要する。

- 1) 暫定措置第2条第1項第1号に該当する者で、専門医の認定申請と同時に指導医の認定を申請する者
- 2 前項第1号に該当し指導医の認定を申請する者は、次の各号のすべてに該当していなければならない。
 - 1) 現在、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に指導的立場で従事している者
 - 2) 本会の専門医の研修指導並びに育成を担当しようとする者
 - 3) 本会正会員であること
 - 4) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する論文が5編以上あること
 - 5) 現在勤務する医療機関の規模及び過去1年における高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療実績が専門医研修機関として相応であること

第6条 暫定措置第5条を満たし、指導医の認定を受けようとする者は、次の各号に定める申請書類に暫定措置第13条に定める認定審査料を添えて認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 指導医認定申請書（暫定様式10）
- 2) 履歴書（暫定様式11）
- 3) 本会専門医認定証又は専門医認定申請書（写）
- 4) 本会会員証明書（暫定様式12）
- 5) 専門医研修機関・その他医療機関在籍（職）証明書（暫定様式13）
- 6) 研修実績報告書（暫定様式14-1，14-2，15，16-1，16-2）
- 7) 診療実績一覧（暫定様式17）

8) 論文業績目録（暫定様式18）

第7条 指導医の資格は，認定委員会がこれを審査及び認定し，理事会に上程して承認を得るものとする。

2 暫定措置第13条に定める登録料を納付し登録手続きを完了した者は指導医として本会に登録され，認定証が交付される。

2. 旧認定医制度の指導医資格をもつ方

専門医、専門医指導医の認定申請

専門医制度規則第20条による専門医制度暫定措置第2条第1項第2号と第5条第1項第2号に該当する方。暫定措置期間内（平成25年12月31日まで）に、専門医制度暫定措置第2条第3項および第5条第3項の条件を満たせば、同時に専門医と専門医指導医の認定申請ができます。

【申請手続きの手順】専門医、専門医指導医同時申請

- 1) 専門医認定審査料10,000円を支払う（指導医の認定審査料は免除）
- 2) 専門医の申請書類を提出
暫定様式 10、11、13、本会専門医認定書または専門医申請書（写）、認定審査料郵便振替払込受領証（写）
- 3) 専門医認定試験を受験する
- 4) 合格後，専門医登録料10,000円を支払う（指導医の登録料は免除）
- 5) 認定証が発行される

参考：専門医制度暫定措置

第2条第3項

第1項第2号に該当し専門医の認定を申請する者は，次の各号のすべてに該当していなければならない。

- 1) 日本国の歯科医師免許証を有する者
- 2) 本会に5年以上の在籍期間があること
- 3) 本会認定医制度規則第8条に基づく認定医研修歯科診療施設（以下「研修施設」という）及び専門医研修機関において，通算5年以上の研修（認定医研修を含む）を修了した者，あるいは，それに準ずる者

第3条 暫定措置第2条を満たし，専門医の認定を受けようとする者は，次の各号に定める申請書類に暫定措置第13条に定める認定審査料を添えて認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 専門医認定申請書（暫定様式1）
- 2) 履歴書（暫定様式2）

- 3) 歯科医師免許証（写）
- 4) 本会会員証明書（暫定様式3）
- 5) 専門医研修機関・その他医療機関在籍（職）証明書（暫定様式4）

第4条 専門医の認定に際しては、書類審査及び筆記試験を行う。

- 1) 専門医認定試験の評価は、試験実施委員会が行い、その結果を認定委員会に報告する。
- 2) 専門医の資格は、認定委員会がこれを審査及び認定し、理事会に上程して承認を得るものとする。
- 2) 暫定措置第13条に定める登録料を納付し登録手続きを完了した者は専門医として本会に登録され、認定証が交付される。

第5条第3項

第1項第2号に該当し指導医の認定を申請する者は、次の各号のすべてに該当していなければならない。

- 1) 専門医資格を有する者及び専門医を申請しようとする者
- 2) 現在、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に指導的立場で従事している者
- 3) 本会の専門医の研修指導並びに育成を担当しようとする者
- 4) 10年以上高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に従事していること
- 5) 現在勤務する医療機関の規模及び過去1年における高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療実績が専門医研修機関として相応であること

第6条 暫定措置第5条を満たし、指導医の認定を受けようとする者は、次の各号に定める申請書類に暫定措置第13条に定める認定審査料を添えて認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 指導医認定申請書（暫定様式10）
- 2) 履歴書（暫定様式11）
- 3) 本会専門医認定証又は専門医認定申請書（写）
- 4) 本会会員証明書（暫定様式12）
- 5) 専門医研修機関・その他医療機関在籍（職）証明書（暫定様式13）
- 6) 研修実績報告書（暫定様式14-1, 14-2, 15, 16-1, 16-2）
- 7) 診療実績一覧（暫定様式17）
- 8) 論文業績目録（暫定様式18）

第7条 指導医の資格は、認定委員会がこれを審査及び認定し、理事会に上程して承認を得るものとする。

- 2) 暫定措置第13条に定める登録料を納付し登録手続きを完了した者は指導医とし

て本会に登録され、認定証が交付される。

第 11 条第 2 項

既に本会の認定医資格を有する者が本会専門医制度の専門医及び指導医の認定を申請する場合は、認定審査料及び登録料を別に定める。また、本会の認定医資格及び指導医資格を有する者が同時に専門医と指導医を申請する場合は、専門医の認定審査料と登録料のみとする。

第 13 条第 2 項

暫定措置第 11 条第 2 項に定める認定審査料並びに登録料は次のとおりとする。

- 1) 認定審査料：指導医 10,000 円
- 2) 登録料： 指導医 10,000 円（認定医制度指導医資格を有する者）

3. 旧認定医制度の認定医資格をもつ方

1) 認定医制度指導医の認定申請

平成 21 年 12 月 31 日までに認定医資格を取得された方で、認定医制度第 25 条により、平成 26 年 12 月 31 日までの認定医制度指導医暫定措置第 1 条の要件を満たす方は、認定医制度指導医の認定申請が行えます。

（認定医制度指導医の資格は専門医制度指導医の必要条件ではありませんが、暫定措置期間内では本制度の場合よりも必要要件が緩和されます。詳細は「3) 専門医制度指導医の認定申請」の項参照。）

【申請手続きの手順】 認定医指導医申請

- 1) 認定医指導医認定審査料10,000円を支払う
- 2) 指導医の申請書類を提出
暫定様式指9～12、認定審査料郵便振替払込受領証（写）
- 3) 認定制度委員会の審査を受ける
- 4) 合格後、指導医登録料30,000円を支払う

参考：認定医制度指導医暫定措置

第 1 条 規則第 25 条に定めた暫定期間において、指導医の認定を受ける者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1) 歯科医師養成機関における高齢者歯科学ならびに老年歯科医学に関連する講座の教授、又は歯科臨床施設の高齢者歯科に関連する責任者もしくはこれと同等以上の経験を有する者で、継続して 10 年以上の本会正会員歴を持つ者
- 2) 継続して 10 年以上の本会正会員歴を持つ者で、「老年歯科医学」あるいは関連学会雑誌に高齢者に必要とされる歯科医療に関連する論文発表の経験を有する者

- 3) 1)、2) 以外で認定制度委員会が本会指導医として理事会に推薦し、理事会が認定した者

第2条 暫定措置第1条第1号に該当し、指導医の資格の申請をしようとする者は、次の1)～3)の申請書類を、第2号あるいは第3号に該当し、指導医の資格の申請をしようとする者は、次の各号のすべての申請書類を、申請審査料を添えて、提出しなければならない。

- 1) 認定申請書（暫定様式指9）
- 2) 履歴書（暫定様式指10）
- 3) 会員歴証明書（暫定様式指11）
- 4) 業績目録（暫定様式指12）

第3条 指導医の認定については、認定制度委員会がこれを審査し、理事会が認定する。

第4条 認定を受けた者は登録料を添えて登録申請を行う。本会は申請に基づき登録を行い、認定証を交付するとともに、「老年歯科医学」及び社員総会において報告する。

第5条 暫定措置第2条に定める審査料ならびに登録料は細則第15条に規定のとおりとする。

認定医制度施行細則：

第15条 第6条から第9条までと、第12条に定める審査料並びに登録料は次の通りとする。

- 3) 申請審査料 10,000 円
- 4) 登録料 30,000 円

2) 専門医の認定申請

専門医制度規則第20条による専門医制度暫定措置第2条第1項第2号に該当する方。暫定措置期間内（平成25年12月31日まで）に、専門医制度暫定措置第2条第3項の条件を満たせば、専門医の認定申請を行えます。さらに、期間内に専門医制度暫定措置第5条第4項の要件を満たせば、専門医指導医の認定申請を行えます。

【申請手続きの手順】

- 1) 専門医認定審査料10,000円を支払う
- 2) 専門医の申請書類を提出
暫定様式1、2、4、および認定審査料郵便振替払込受領証（写）
- 3) 専門医認定試験を受験する
- 4) 合格後、専門医登録料10,000円を支払う

5) 認定証が発行される

参考：専門医制度暫定措置

第2条 暫定期間における専門医の認定を申請する者は、次の各号に掲げる資格のいづれかを要する。

- 1) 大学病院等で高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療を担当する診療科又は診療部門の長である者、あるいはそれに準ずる者(准教授、副部長など)で、指定された専門医研修機関及び認定委員会が適当と認めた医療機関において、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に、常勤として従事した期間の合計が10年以上の者

2) 本会認定医資格を有する者

3 第1項第2号に該当し専門医の認定を申請する者は、次の各号のすべてに該当していなければならない。

- 1) 日本国の歯科医師免許証を有する者
- 2) 本会に5年以上の在籍期間があること
- 3) 本会認定医制度規則第8条に基づく認定医研修歯科診療施設(以下「研修施設」という)及び専門医研修機関において、通算5年以上の研修(認定医研修を含む)を修了した者、あるいは、それに準ずる者

第3条 暫定措置第2条を満たし、専門医の認定を受けようとする者は、次の各号に定める申請書類に暫定措置第13条に定める認定審査料を添えて認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 専門医認定申請書(暫定様式1)
- 2) 履歴書(暫定様式2)
- 3) 歯科医師免許証(写)
- 4) 本会会員証明書(暫定様式3)
- 5) 専門医研修機関・その他医療機関在籍(職)証明書(暫定様式4)

第4条 専門医の認定に際しては、書類審査及び筆記試験を行う。

- 1) 専門医認定試験の評価は、試験実施委員会が行い、その結果を認定委員会に報告する。
- 2) 専門医の資格は、認定委員会がこれを審査及び認定し、理事会に上程して承認を得るものとする。
- 2 暫定措置第13条に定める登録料を納付し登録手続きを完了した者は専門医として本会に登録され、認定証が交付される。

第11条

- 2 既に本会の認定医資格を有する者が本会専門医制度の専門医及び指導医の認定を申請する場合は、認定審査料及び登録料を別に定める。また、本会の認定医資格

及び指導医資格を有する者が同時に専門医と指導医を申請する場合は、専門医の認定審査料と登録料のみとする。

第 13 条

2 暫定措置第 11 条第 2 項に定める認定審査料並びに登録料は次のとおりとする。

- 1) 認定審査料：専門医 10,000 円
- 2) 登録料：専門医 10,000 円

3) 専門医制度指導医の認定申請

専門医制度規則第 20 条による専門医制度暫定措置第 2 条第 1 項第 2 号に該当し、専門医資格を認定された方は、暫定措置期間内（平成 25 年 12 月 31 日まで）に専門医制度暫定措置第 5 条第 4 項の要件を満たせば、専門医指導医の認定申請を行います。

【申請手続きの手順】

- 1) 専門医制度指導医認定審査料10,000円を支払う
- 2) 指導医の申請書類を提出
暫定様式 1～ 9すべて、本会専門医認定書または専門医申請書（写）、認定審査料郵便振替払込受領証（写）
- 3) 認定委員会による審査を受ける
- 4) 合格後、専門医指導医登録料10,000円を支払う
- 5) 認定証が発行される

参考：専門医制度暫定措置

第 5 条 暫定期間における指導医の認定を申請する者は、次の各号に掲げる資格のい
ずれかを要する。

- 1) 暫定措置第 2 条第 1 項第 1 号に該当する者で、専門医の認定申請と同時に指導医の認定を申請する者
 - 2) 本会認定医制度指導医資格を有する者
 - 3) 本会認定医資格を有する者
- 4 第 1 項第 3 号に該当し専門医の認定を申請する者は、次の各号のすべてに該当
していなければならない。
- 1) 専門医資格を有する者及び専門医を申請しようとする者
 - 2) 現在、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に指導的立場で従事している者
 - 3) 本会の専門医の研修指導並びに育成を担当しようとする者
 - 4) 本会に 10 年以上の通算在籍期間があること

- 5) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する論文が5編以上あること
- 6) 10年以上高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に従事していること
- 7) 現在勤務する医療機関の規模及び過去1年における高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療実績が専門医研修機関として相応であること

第6条 暫定措置第5条を満たし、指導医の認定を受けようとする者は、次の各号に定める申請書類に暫定措置第13条に定める認定審査料を添えて認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 指導医認定申請書（暫定様式10）
- 2) 履歴書（暫定様式11）
- 3) 本会専門医認定証又は専門医認定申請書（写）
- 4) 本会会員証明書（暫定様式12）
- 5) 専門医研修機関・その他医療機関在籍（職）証明書（暫定様式13）
- 6) 研修実績報告書（暫定様式14-1, 14-2, 15, 16-1, 16-2）
- 7) 診療実績一覧（暫定様式17）
- 8) 論文業績目録（暫定様式18）

第7条 指導医の資格は、認定委員会がこれを審査及び認定し、理事会に上程して承認を得るものとする。

- 2) 暫定措置第13条に定める登録料を納付し登録手続きを完了した者は指導医として本会に登録され、認定証が交付される。

第11条第2項

既に本会の認定医資格を有する者が本会専門医制度の専門医及び指導医の認定を申請する場合は、認定審査料及び登録料を別に定める。また、本会の認定医資格及び指導医資格を有する者が同時に専門医と指導医を申請する場合は、専門医の認定審査料と登録料のみとする。

第13条第2項

暫定措置第11条第2項に定める認定審査料並びに登録料は次のとおりとする。

- 1) 認定審査料：指導医 10,000円
- 2) 登録料： 指導医 10,000円（認定医制度指導医資格を有する者）
30,000円（認定医制度指導医資格のない者）

4. 認定研修期間に所属し5年以上の本会会員歴、研修歴をもつ方

旧認定医制度における認定研修歯科診療施設における研修は、新制度においても研修歴として引き継がれます。認定研修歯科診療施設が専門医規則に則った専門医研修機関として認定されると、その研修は専門医申請のための必要単位として認められます。

したがって、研修単位が認定医制度規則第4条、第6条の規程を満たしていると、認定医資格申請が可能となります。認定医制度指導医暫定措置は適用されません。また、認定医資格取得後、平成25年12月31日までに専門医制度暫定措置第2条に則って要件を満たせば、専門医の資格申請が行えます。

【申請手続きの手順】認定医

- 1) 認定医認定審査料10,000円を支払う
- 2) 認定医の申請書類を提出
様式1～8すべて、日本国歯科医師免許証（写）、認定審査料郵便振替払込受領証（写）
- 3) ポスタープレゼンテーション、認定医認定試験を受験する
- 4) 合格後、専門医登録料30,000円を支払う
- 5) 認定証が発行される

【申請手続きの手順】専門医（可能ですが、認定合格後になります。）

- 1) 専門医認定審査料10,000円を支払う
- 2) 専門医の申請書類を提出
暫定様式1、2、4、および認定審査料郵便振替払込受領証（写）
- 3) 専門医認定試験を受験する
- 4) 合格後、専門医登録料10,000円を支払う
- 5) 認定証が発行される

参考：認定医制度

第4条 認定医の認定を受ける者は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

- 1) 日本国歯科医師の免許を有する者
 - 2) 認定医申請時において、継続して3年以上本会正会員である者
 - 3) 第4章第6条に規定する高齢者に必要とされる歯科医療に関わる研修内容を満たした者
- 2 前項の規程にかかわらず、認定制度委員会が申請資格を認めた者

第6条 認定研修は、次の各号のすべてを満たさなければならない。なお、2)、3)についての細目は別に定める。

- 1) 研修施設において、指導医のもとで、3年以上高齢者に必要とされる歯科医療に従事すること、又はこれと同等以上の経歴を有すると認められること
- 2) 本会が主催する学術大会等及び研修会に出席すること
- 3) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する発表を行うこと

認定医制度施行細則

第2条 規則第6条に基づく認定医の認定申請に必要な研修内容は研修単位（別表1）で表し、次に定める各号により算定するものとする。認定に必要な研修単位は40単位とする。

1) 学術大会への出席

本会学術大会及び日本老年学会総会への出席に係る必要研修単位は、10単位以上を修めなければならない。

2) 研修会への出席

本会が認定する研修会を聴講し10単位以上を修めなければならない。

3) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する発表

筆頭著者（演者）、共著者（共同演者）にかかわらず、6単位以上とする。なお、発表は「老年歯科医学」あるいは本会学術大会における発表を含むものとする。

4) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する臨床経験等の実績

次の項目のいずれか2つ以上に係る臨床経験等の担当例（症例及び事例、調査）を報告し6単位以上を修めなければならない。なお、認定医認定申請時の認定医審査ポスタープレゼンテーションに係る報告を必ず含むものとする。

- (1) 高齢者の自立支援に繋がる歯科治療経験
- (2) 摂食機能療法、言語聴覚療法等の口腔機能リハビリテーション
- (3) 歯科保健指導及び予防処置（高齢者施設等で行った指導を含む）
- (4) 全身管理経験（全身疾患に対する把握と対応）
- (5) 通院困難者への歯科的対応（訪問診療・入院患者への口腔機能の維持向上など）

2 前項第4号に規定する臨床経験等の報告書については指導医の証明を必要とする。

第3条 規則第10条に基づく試験は、前条第4号に規定された認定医審査ポスタープレゼンテーションを行った症例について実施するものとする。

第6条 規則第4条を満たし認定医の資格の申請をする者は、申請審査料を添えて、次の各号に定める書類を認定制度委員会に提出しなければならない

- 1) 認定医申請書（様式1）
- 2) 履歴書（様式2）
- 3) 日本国歯科医師免許証（写）
- 4) 会員歴証明書（様式3）
- 5) 研修証明書（様式4）
- 6) 学術大会、認定医研修会等出席記録（様式5）
出席学会の参加証、受講記録あるいは修了証の写しを添付のこと
- 7) 認定医試験申請書（様式6）

- 8) 業績目録（様式7）
- 9) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する臨床経験等（症例及び事例、調査）の報告書（様式 8-1, 8-2）

専門医制度暫定措置

第2条 暫定期間における専門医の認定を申請する者は、次の各号に掲げる資格のいづれかを要する。

- 1) 大学病院等で高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療を担当する診療科又は診療部門の長である者、あるいはそれに準ずる者（准教授、副部長など）で、指定された専門医研修機関及び認定委員会が適当と認めた医療機関において、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に、常勤として従事した期間の合計が10年以上の者

2) 本会認定医資格を有する者

3 第1項第2号に該当し専門医の認定を申請する者は、次の各号のすべてに該当していなければならない。

- 1) 日本国の歯科医師免許証を有する者
- 2) 本会に5年以上の在籍期間があること
- 3) 本会認定医制度規則第8条に基づく認定医研修歯科診療施設（以下「研修施設」という）及び専門医研修機関において、通算5年以上の研修（認定医研修を含む）を修了した者、あるいは、それに準ずる者

第3条 暫定措置第2条を満たし、専門医の認定を受けようとする者は、次の各号に定める申請書類に暫定措置第13条に定める認定審査料を添えて認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 専門医認定申請書（暫定様式1）
- 2) 履歴書（暫定様式2）
- 3) 歯科医師免許証（写）
- 4) 本会会員証明書（暫定様式3）
- 5) 専門医研修機関・その他医療機関在籍（職）証明書（暫定様式4）

第4条 専門医の認定に際しては、書類審査及び筆記試験を行う。

- 1) 専門医認定試験の評価は、試験実施委員会が行い、その結果を認定委員会に報告する。
- 2) 専門医の資格は、認定委員会がこれを審査及び認定し、理事会に上程して承認を得るものとする。
- 2 暫定措置第13条に定める登録料を納付し登録手続きを完了した者は専門医として本会に登録され、認定証が交付される。

第 11 条

- 2 既に本会の認定医資格を有する者が本会専門医制度の専門医及び指導医の認定を申請する場合は、認定審査料及び登録料を別に定める。また、本会の認定医資格及び指導医資格を有する者が同時に専門医と指導医を申請する場合は、専門医の認定審査料と登録料のみとする。

第 13 条

- 2 暫定措置第 11 条第 2 項に定める認定審査料並びに登録料は次のとおりとする。
 - 1) 認定審査料：専門医 10,000 円
 - 2) 登録料：専門医 10,000 円

5. 認定研修期間に所属し 3 年以上の本会会員歴、研修歴をもつ方

旧認定医制度における認定研修歯科診療施設における研修は、新制度においても研修歴として引き継がれます。

認定医制度の指導医暫定措置の適用はありません。研修単位が認定医制度規則第 4 条、第 6 条の規程を満たしていると、認定医資格申請が可能です。認定医資格取得後、平成 25 年 12 月 31 日までに会員歴、研修歴が 5 年以上になれば専門医制度暫定措置第 2 条に則って要件を満たせば、専門医の資格申請が行えます。

【申請手続きの手順】認定医

- 1) 認定医認定審査料10,000円を支払う
- 2) 認定医の申請書類を提出
様式 1～ 8すべて、日本国歯科医師免許証（写）、認定審査料郵便振替払込受領証（写）
- 3) ポスタープレゼンテーション、認定医認定試験を受験する
- 4) 合格後、専門医登録料30,000円を支払う
- 5) 認定証が発行される

【申請手続きの手順】専門医

- 1) 専門医認定審査料10,000円を支払う
- 2) 専門医の申請書類を提出
暫定様式 1、2、4、および認定審査料郵便振替払込受領証（写）
- 3) 専門医認定試験を受験する
- 4) 合格後、専門医登録料10,000円を支払う
- 5) 認定証が発行される

参考：認定医制度

第4条 認定医の認定を受ける者は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

- 1) 日本国歯科医師の免許を有する者
 - 2) 認定医申請時において、継続して3年以上本会正会員である者
 - 3) 第4章第6条に規定する高齢者に必要とされる歯科医療に関わる研修内容を満たした者
- 2 前項の規程にかかわらず、認定制度委員会が申請資格を認めた者

第6条 認定研修は、次の各号のすべてを満たさなければならない。なお、2)、3) についての細目は別に定める。

- 1) 研修施設において、指導医のもとで、3年以上高齢者に必要とされる歯科医療に従事すること、又はこれと同等以上の経歴を有すると認められること
- 2) 本会が主催する学術大会等及び研修会に出席すること
- 3) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する発表を行うこと

認定医制度施行細則

第2条 規則第6条に基づく認定医の認定申請に必要な研修内容は研修単位（別表1）で表し、次に定める各号により算定するものとする。認定に必要な研修単位は40単位とする。

- 1) 学術大会への出席
本会学術大会及び日本老年学会総会への出席に係る必要研修単位は、10単位以上を修めなければならない。
- 2) 研修会への出席
本会が認定する研修会を聴講し10単位以上を修めなければならない。
- 3) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する発表
筆頭著者（演者）、共著者（共同演者）にかかわらず、6単位以上とする。なお、発表は「老年歯科医学」あるいは本会学術大会における発表を含むものとする。
- 4) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する臨床経験等の実績
次の項目のいずれか2つ以上に係る臨床経験等の担当例（症例及び事例、調査）を報告し6単位以上を修めなければならない。なお、認定医認定申請時の認定医審査ポスタープレゼンテーションに係る報告を必ず含むものとする。
 - (6) 高齢者の自立支援に繋がる歯科治療経験
 - (7) 摂食機能療法、言語聴覚療法等の口腔機能リハビリテーション
 - (8) 歯科保健指導及び予防処置（高齢者施設等で行った指導を含む）
 - (9) 全身管理経験（全身疾患に対する把握と対応）
 - (10) 通院困難者への歯科的対応（訪問診療・入院患者への口腔機能の維持向上など）

2 前項第4号に規定する臨床経験等の報告書については指導医の証明を必要とする。

第3条 規則第10条に基づく試験は、前条第4号に規定された認定医審査ポスタープレゼンテーションを行った症例について実施するものとする。

第6条 規則第4条を満たし認定医の資格の申請をする者は、申請審査料を添えて、次の各号に定める書類を認定制度委員会に提出しなければならない

- 1) 認定医申請書（様式 1）
- 2) 履歴書（様式 2）
- 3) 日本国歯科医師免許証（写）
- 4) 会員歴証明書（様式 3）
- 5) 研修証明書（様式 4）
- 6) 学術大会、認定医研修会等出席記録（様式 5）
出席学会の参加証、受講記録あるいは修了証の写しを添付のこと
- 7) 認定医試験申請書（様式 6）
- 8) 業績目録（様式 7）
- 9) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する臨床経験等（症例及び事例、調査）の報告書（様式 8-1, 8-2）

専門医制度暫定措置

第2条 暫定期間における専門医の認定を申請する者は、次の各号に掲げる資格のいずれかを要する。

- 1) 大学病院等で高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療を担当する診療科又は診療部門の長である者、あるいはそれに準ずる者（准教授、副部長など）で、指定された専門医研修機関及び認定委員会が適当と認めた医療機関において、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に、常勤として従事した期間の合計が10年以上の者

2) 本会認定医資格を有する者

3 第1項第2号に該当し専門医の認定を申請する者は、次の各号のすべてに該当していなければならない。

- 1) 日本国の歯科医師免許証を有する者
- 2) 本会に5年以上の在籍期間があること
- 3) 本会認定医制度規則第8条に基づく認定医研修歯科診療施設（以下「研修施設」という）及び専門医研修機関において、通算5年以上の研修（認定医研修を含む）を修了した者、あるいは、それに準ずる者

第3条 暫定措置第2条を満たし、専門医の認定を受けようとする者は、次の各号に定める申請書類に暫定措置第13条に定める認定審査料を添えて認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 専門医認定申請書（暫定様式1）
- 2) 履歴書（暫定様式2）
- 3) 歯科医師免許証（写）
- 4) 本会会員証明書（暫定様式3）
- 5) 専門医研修機関・その他医療機関在籍（職）証明書（暫定様式4）

第4条 専門医の認定に際しては、書類審査及び筆記試験を行う。

- 1) 専門医認定試験の評価は、試験実施委員会が行い、その結果を認定委員会に報告する。
- 2) 専門医の資格は、認定委員会がこれを審査及び認定し、理事会に上程して承認を得るものとする。
- 2 暫定措置第13条に定める登録料を納付し登録手続きを完了した者は専門医として本会に登録され、認定証が交付される。

第11条

- 2 既に本会の認定医資格を有する者が本会専門医制度の専門医及び指導医の認定を申請する場合は、認定審査料及び登録料を別に定める。また、本会の認定医資格及び指導医資格を有する者が同時に専門医と指導医を申請する場合は、専門医の認定審査料と登録料のみとする。

第13条

- 2 暫定措置第11条第2項に定める認定審査料並びに登録料は次のとおりとする。
 - 1) 認定審査料：専門医 10,000円
 - 2) 登録料：専門医 10,000円

6. これから認定医、専門医をめざす方

本会認定研修機関に所属し、研修歴および本会会員歴が3年未満の方は、すべての暫定措置の対象とはなりません。したがって、認定医および認定医制度指導医をめざす方は、認定医制度および同施行細則に則り、研修を行って、認定申請をしてください。また、専門医をめざす方はまず、認定医を取得し、その後、専門医制度規則および同施行細則に則った研修を行って、認定申請を行ってください。

【申請手続きの手順】

- 1) 認定医認定審査料10,000円を支払う
- 2) 認定医の申請書類を提出
様式1～8すべて、日本国歯科医師免許証（写）、認定審査料郵便振替払込受領証（写）
- 3) ポスタープレゼンテーション、認定医認定試験を受験する
- 4) 合格後、専門医登録料30,000円を支払う

5) 認定証が発行される

参考：認定医制度

第4条 認定医の認定を受ける者は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

- 1) 日本国歯科医師の免許を有する者
 - 2) 認定医申請時において、継続して3年以上本会正会員である者
 - 3) 第4章第6条に規定する高齢者に必要とされる歯科医療に関わる研修内容を満たした者
- 2 前項の規程にかかわらず、認定制度委員会が申請資格を認めた者

第6条 認定研修は、次の各号のすべてを満たさなければならない。なお、2)、3) についての細目は別に定める。

- 1) 研修施設において、指導医のもとで、3年以上高齢者に必要とされる歯科医療に従事すること、又はこれと同等以上の経歴を有すると認められること
- 2) 本会が主催する学術大会等及び研修会に出席すること
- 3) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する発表を行うこと

認定医制度施行細則

第2条 規則第6条に基づく認定医の認定申請に必要な研修内容は研修単位（別表1）で表し、次に定める各号により算定するものとする。認定に必要な研修単位は40単位とする。

1) 学術大会への出席

本会学術大会及び日本老年学会総会への出席に係る必要研修単位は、10単位以上を修めなければならない。

2) 研修会への出席

本会が認定する研修会を聴講し10単位以上を修めなければならない。

3) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する発表

筆頭著者（演者）、共著者（共同演者）にかかわらず、6単位以上とする。なお、発表は「老年歯科医学」あるいは本会学術大会における発表を含むものとする。

4) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する臨床経験等の実績

次の項目のいずれか2つ以上に係る臨床経験等の担当例（症例及び事例、調査）を報告し6単位以上を修めなければならない。なお、認定医認定申請時の認定医審査ポスタープレゼンテーションに係る報告を必ず含むものとする。

- (1) 高齢者の自立支援に繋がる歯科治療経験
- (2) 摂食機能療法、言語聴覚療法等の口腔機能リハビリテーション
- (3) 歯科保健指導及び予防処置（高齢者施設等で行った指導を含む）

- (4) 全身管理経験（全身疾患に対する把握と対応）
- (5) 通院困難者への歯科的対応（訪問診療・入院患者への口腔機能の維持向上など）

2 前項第4号に規定する臨床経験等の報告書については指導医の証明を必要とする。

第3条 規則第10条に基づく試験は、前条第4号に規定された認定医審査ポスタープレゼンテーションを行った症例について実施するものとする。

専門医制度

第6条 専門医の資格を申請する者は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

- 1) 日本国の歯科医師免許証を有する者
 - 2) 歯科医師免許登録後、専門医申請時において、継続して5年以上本会正会員である者
 - 3) 本会の認定医として、通算2年以上にわたり高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に従事している者。認定医については、一般社団法人日本老年歯科医学会認定医制度規則による。
 - 4) 歯科医師の臨床研修修了登録証取得後、専門医研修機関において、本会の定める研修カリキュラムに従い、通算5年以上の研修を修了した者、あるいは、それに準ずる者。なお、本会認定医研修歯科診療施設における研修を、3年を上限として、専門医申請のために必要な研修期間に含めることができるものとする。
 - 5) 別に定める所定の実績（研修実績、診療実績及び論文業績、等）を修めた者
 - 6) 試験実施委員会が行う試験に合格した者
- 2 前項の規定にかかわらず、本会が認める者は、専門医の認定を受けることができる。
- 3 この規則に定めるものの他、専門医の資格認定等に関し必要な事項は、別に定める専門医制度施行細則による。

専門医制度施行細則

第18条 専門医の認定を申請する者（以下、「専門医申請者」という）の資格については、規則第6条に定めるものの他、次の各条について審査する。

第19条 規則第6条第4号に規定する専門医研修機関における研修期間は、専門医申請者が専門医研修施設に在籍（職）した期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、専門医申請者が専門医関連研修施設に在籍（職）した期間があるときは、その在籍（職）期間を4分の3に換算して研修期間に通算することができる。
- 3 前項に該当する申請は、専門医関連研修施設の機関の長が発行する在籍（職）証明書もしくは勤務期間証明書を添付しなければならない
- 4 専門医申請者が、指導医の指示または許可を得て、専門医研修機関以外の医療施設

又は外国の医療施設等において、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に従事した場合は、認定委員会において審査のうえ、その在籍期間を換算して、研修期間に通算することができる。

5 前項に該当する申請は、次の各号に掲げる証明書を添付しなければならない。

1) 当該医療施設において高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に従事した旨の指導医の証明書

2) 当該医療施設の機関の長が発行する在籍（職）証明書もしくは勤務期間証明書
第 20 条 規則第 6 条第 5 号に規定する実績は研修単位（別表 1）で表し、次に定める各号により算定するものとする。認定に必要な研修単位は、80 単位とする（認定医研修を含む）。

1) 学術大会への出席

本会学術大会及び日本老年学会総会への出席に係る研修単位は、20 単位以上を修めなければならない。

2) 研修会への出席

本会が認定する研修会を聴講し 20 単位以上を修めなければならない。この研修単位には医療倫理・医療安全などの研修を含むものとする。

3) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する発表

筆頭著者（演者）、共著者（共同演者）にかかわらず、10 単位以上を修めなければならない。

なお、「老年歯科医学」掲載論文 1 編を含む学術論文が 2 編以上あることを要する。

4) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療実績 100 例以上を一覧表として報告する。

5) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する臨床経験等の実績

次の項目のいずれか 2 つ以上に係る臨床経験等の担当例（症例及び事例）を報告し 20 単位以上を修めなければならない。

(1) 高齢者の自立支援に繋がる歯科治療経験

(2) 摂食機能療法、言語聴覚療法等の口腔機能リハビリテーション

(3) 歯科保健指導及び予防処置（高齢者施設等で行った指導を含む）

(4) 全身管理経験（全身疾患に対する把握と対応）

(5) 通院困難者への歯科的対応（訪問診療・入院患者への口腔機能の維持向上など）

2 前項 4), 5) に規定する診療実績一覧表、担当症例報告書については、指導医の証明を必要とする。

II. 専門医研修機関の認定申請方法

専門医制度規則第 20 条による専門医制度暫定措置により期間内（平成 25 年 12 月 31 日まで）に、専門医制度暫定措置第 8 条の条件を満たせば、専門医研修施設の申請

を行える。

参考：専門医制度暫定措置

第8条 暫定期間における専門医研修機関（専門医研修施設又は専門医関連研修施設）の認定を申請する施設（以下、「申請施設」という）は、次の各号に掲げる資格のいずれかを要する。

- 1) 大学病院等で高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療を担当する診療科又は診療部門、あるいは認定委員会が適当と認めた医療機関であること
 - 2) 現在、本会の認定医研修歯科診療施設であること
- 2 前項に該当し、専門医研修施設を申請する施設は、次の各号のすべてに該当していなければならない。
- 1) 専門医の研修指導及び育成を行う施設であること
 - 2) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療が、所定の件数以上行われている施設であること
 - 3) 専門医資格を有した指導医ないし指導医認定申請者が1名以上常勤していること
 - 4) 研修カリキュラムに則した研修指導体制がとられていること
 - 5) 研修の実施に必要な設備、図書などを有していること
 - 6) 教育行事の開催が恒常的に行われていること
- 3 第1項に該当し、専門医関連研修施設を申請する施設は、次の各号のすべてに該当していなければならない。
- 1) 専門医の研修指導及び育成を行う施設であること
 - 2) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療が、所定の件数以上行われている施設であること
 - 3) 専門医関連研修施設は、専門医が常勤するか指導医が常勤・非常勤を問わず継続的に在籍していること
 - 4) 専門研修施設と連携のもとに、研修カリキュラムに則した研修指導体制がとられていること
 - 5) 研修の実施に必要な設備、図書などを有していること
 - 6) 教育行事の開催が恒常的に行われていること
- 4 第1項の規定にかかわらず、本会が認める施設は、専門医研修機関（専門医研修施設または専門医関連研修施設）の認定を受けることができる。
- 第9条 申請施設の代表者は、次の各号に定める申請書類に暫定措置第13条に定める認定審査料を添えて、研修機関認定委員会に提出しなければならない。
- 1) 専門医研修機関認定申請書（暫定様式 19-1, 19-2, 19-3）
 - 2) 専門医研修機関内容証明書（暫定様式 20）

3) 指導医・専門医在籍（職）証明書及び本会指導医・専門医認定証（写）

(1) 専門医研修施設指導医在職（籍）証明書（様式 21-1）

本会指導医認定証または指導医認定申請書（写）を添付のこと

(2) 専門医関連研修施設指導医・専門医在職（籍）証明書（様式 21-2）

本会指導医認定証（写）または指導医認定申請書（写）あるいは本会専門医認定書（写）を添付のこと

4) 教育・研修指導に関する業績目録（最近2年）（暫定様式 22）

5) 最近1年間の診療実績報告書（暫定様式 23）

第10条 専門医研修機関（専門医研修施設又は専門医関連研修施設）の資格は、研修機関認定委員会がこれを審査及び認定し、理事会に上程して承認を得るものとする。

2 所定の登録手続きを完了した申請施設は専門医研修機関として本会に登録され、認定証が交付される。

第13条 暫定措置第9条及び第11条第1項に定める認定審査料、登録料は次のとおりとする。

1) 認定審査料：専門医研修機関 10,000 円

Ⅲ. 申請書類の書き方

1. 認定医

1) 認定医認定申請書（様式 1）

(1) 氏名は自筆に限ります。押印は常用の認め印で結構です。氏名は戸籍上のものを略さず記載してください。この名前で認定証を交付します。

(2) 認定医認定審査料の郵便振り込み受領書のコピーを枠内に貼付してください。

2) 履歴書（様式 2）

履歴書は学歴・職歴・免許の項を分けて記載してください。複数の研修施設に所属の方は職歴に遺漏がないように注意してください。

3) 歯科医師又は医師免許証（写）

4) 本学会会員証明書（様式 3）

学会会員証明書は、事務局にて確認のうえ押印しますので氏名・会員番号欄のみ記入してください。（会員番号は雑誌送付封筒の宛名ラベルに記載されています。）

5) 研修証明書（様式 4）

(1) 研修証明書は、申請者が現在在籍している機関のものを提出してください。

(2) 指導医氏名には、現在在籍している研修機関の指導医による自筆で、押印は常用の認め印で結構です。

6) 研修実績報告書（様式 5）

最近5年間の研修実績を記載してください。

(1) 日本老年歯科医学会、日本老年学会総会、認定研修会、関連学会および研修会

に分けて記載してください。

(2) 単位数は別表 1 を参考にして記入してください。

(3) 出席学会の当日参加費の領収証あるいは参加証の写しを添付してください

7) 認定医試験申請書 (様式 6)

必要事項をご記入ください

8) 業績目録 (様式 7)

(1) 論文業績目録には高齢者に必要とされる歯科医療に関連する学術論文を記載してください。

(2) 論文の別刷りあるいは写し、発表の場合は抄録 (Abstract) を添付してください。

9) 症例及び事例の報告書 (様式 8-1), 調査の報告書 (様式 8-2)

高齢者に必要とされる歯科医療に関連する症例及び事例あるいは調査の報告書のいずれかを提出してください。ケースプレゼンテーションを行う症例及び事例報告、あるいは調査報告の場合は右上の枠にチェックを入れてください。

10) 認定審査料 1 万円 (郵便振替払込受領証の写し)

様式 1 の所定の箇所に貼付してください。

審査料 (10,000 円) は、郵便局備え付けの「郵便振替払込取扱票」に所要事項を記載し、申請者名義で下記口座へお振込みください。なお、取扱票の通信欄に「認定医認定審査料」と記載してください。

※日本老年歯科医学会認定委員会振替口座 (郵便局)

口座番号 : 00130-7-149262

※一旦納入された申請料の返却はいたしません。

※ その他の不明な点は学会事務局にお問い合わせ下さい。

◇ 住所を変更された場合は、必ず書面にて下記の本学会事務局までお知らせ下さい。

◇ 申請書の提出は、封筒の表に「専門医認定申請書在中」と明記し、簡易書留 (配達記録, エクスパック, 宅急便も可) で下記宛郵送してください。

日本老年歯科医学会事務局

〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込 TS ビル 3F

(財) 口腔保健協会内

TEL : 03-3947-8891, FAX : 03-3947-8341

2. 認定医制度指導医暫定措置による指導医および認定医指導医

各様式は同じですが、申請する規則に合わせた用紙を使用してください。

1) 認定医認定申請書 (様式 9、暫定様式 9)

(1) 氏名は自筆に限ります。押印は常用の認め印で結構です。氏名は戸籍上のも

のを略さず記載してください。この名前で認定証を交付します。

(2) 指導医認定審査料の郵便振り込み受領書のコピーを枠内に貼付してください。

2) 履歴書（様式 10、暫定様式 10）

履歴書は学歴、職歴、認定医登録番号及び取得年月日の項に分けて記載してください。複数の研修施設に所属の方は職歴に遺漏がないように注意してください。

3) 本学会会員証明書（様式 11、暫定様式 11）

学会会員証明書は、事務局にて確認のうえ押印しますので氏名・会員番号欄のみ記入してください。（会員番号は雑誌送付封筒の宛名ラベルに記載されています。）

8) 業績目録（様式 12、暫定様式 12）

(1) 論文業績目録には高齢者に必要とされる歯科医療に関連する学術論文を 2 編以上記載してください。

(2) 論文の別刷りあるいは写しを添付してください。

9) 認定審査料 1 万円（郵便振替払込受領証の写し）

様式 1 の所定の箇所に貼付してください。

審査料（10,000 円）は、郵便局備え付けの「郵便振替払込取扱票」に所要事項を記載し、申請者名義で下記口座へお振込みください。なお、取扱票の通信欄に「認定医指導医認定審査料」あるいは「認定医制度指導医暫定措置」と記載してください。

※日本老年歯科医学会認定委員会振替口座（郵便局）

口座番号：00130-7-149262

※一旦納入された申請料の返却はいたしません。

※その他の不明な点は学会事務局にお問い合わせ下さい。

◇ 住所を変更された場合は、必ず書面にて下記の本学会事務局までお知らせ下さい。

◇ 申請書の提出は、封筒の表に「専門医認定申請書在中」と明記し、簡易書留（配達記録，エクスパック，宅急便可）で下記宛郵送してください。

日本老年歯科医学会事務局

〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込 TS ビル 3F

（財）口腔保健協会内

TEL：03-3947-8891，FAX：03-3947-8341

3. 専門医

1) 専門医認定申請書（暫定様式 1）

(1) 推薦指導医（一般社団法人日本老年歯科医学会認定医制度・専門医制度指導医）が署名，捺印してください。

(2) 現在の所属欄は現在本務として所属している医療機関名および講座または診

療科名まで記入してください。

(3) 氏名は自筆に限ります。押印は常用の認め印で結構です。氏名は戸籍上のものを略さず記載してください。この名前で認定証を交付します。

2) 履歴書（暫定様式 2）

履歴書は学歴・職歴・免許・資格の項を分けて記載してください。また、次のことに留意してください。認定医証書番号および取得年月日を記載してください。不明の場合は、事務局が記載します。複数の研修施設および専門医研修機関に所属の方は職歴に遺漏がないように注意してください。

3) 歯科医師又は医師免許証（写）

4) 本学会会員証明書（暫定様式 3）

学会会員証明書は、事務局にて確認のうえ押印しますので氏名・会員番号欄のみ記入してください。（会員番号は雑誌送付封筒の宛名ラベルに記載されています。）

5) 研修機関・その他医療機関在籍（職）証明書（暫定様式 4）

(1) 在籍（職）証明書は、申請者が現在在籍している機関のものを提出してください。

(2) 機関長名には、当該機関として証明権を有する学長・学部長あるいは大学病院および病院にあっては病院長または副病院長（歯科代表者）、診療所にあっては管理者の氏名を記載してください。

(3) 勤務態様は週3日以上勤務を常勤とします。複数ある場合は用紙を追加してください。

6) 研修実績報告書（暫定様式 5-1, 5-2, 6, 7-1, 7-2）

最近5年間の研修実績を記載してください。研修単位はありません。

(1) 本学会総会・学術大会およびその他学会の学術大会出席（暫定様式 5-1）

(2) 出席学会の当日参加費の領収証あるいは参加証の写しを添付してください（暫定様式 5-2）

(3) 学会発表（暫定様式 6）

高齢者に必要とされる歯科医療に関連する発表には、演題発表、講演発表、シンポジストおよびシンポジウム司会等が含まれます。

(4) 研修会・講演などへの参加（暫定様式 7-1）

研修会には、本学会が企画した学術講演会および指導医講習会、および学術大会における教育・学術講演、セミナー、認定医ケースプレゼンテーション等が含まれます。その他の学会が企画する高齢者に必要とされる歯科医療に関連する講演、シンポジウム、セミナー等の聴講も研修として認めます。

(5) 研修会・講演などの受講記録あるいは修了証の写しを添付してください（暫定様式 7-2）。研修会・講演などの受講記録あるいは修了証が無い場合は必要ありません。

- 7) 診療実績一覧表（暫定様式 8-1）、症例報告書（暫定様式 8-2-1, 8-2-2）
在籍する研修機関（一般社団法人日本老年歯科医学会認定研修施設も含む）およびその他医療機関における過去 1 年間の歯科医療に関連する診療症例を記載してください。担当症例報告書には過去 1 年間に高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療症例の内容とそこから 3 症例の治療概要を 100 字以内で記載してください。
- 8) 論文業績目録および業績（暫定様式 9）
(1) 論文業績目録には高齢者に必要とされる歯科医療に関連する学術論文を 2 編以上記載してください。
(2) 論文の別刷りあるいは写し、または抄録（Abstract）を添付してください。
- 9) 認定審査料 1 万円（郵便振替払込受領証の写し）
暫定様式 1 の所定の箇所に貼付してください。
審査料（10,000 円）は、郵便局備え付けの「郵便振替払込取扱票」に所要事項を記載し、申請者名義で下記口座へお振込みください。なお、取扱票の通信欄に「専門医認定審査料」と記載してください。
- ※日本老年歯科医学会認定委員会振替口座（郵便局）
口座番号：00130-7-149262
※ 一旦納入された申請料の返却はいたしません。
※ その他の不明な点は学会事務局に問い合わせ下さい。
- ◇ 住所を変更された場合は、必ず書面にて下記の本学会事務局までお知らせ下さい。
- ◇ 申請書の提出は、封筒の表に「専門医認定申請書在中」と明記し、簡易書留（配達記録、エクスパック、宅急便も可）で下記宛郵送してください。
- 日本老年歯科医学会事務局
〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込 TS ビル 3F
（財）口腔保健協会内
TEL : 03-3947-8891, FAX : 03-3947-8341

4. 専門医指導医

- 1) 指導医認定申請書（暫定様式 10）
推薦指導医（一般社団法人日本老年歯科医学会認定医制度・専門医制度指導医）が署名、捺印してください。
- (1) 現在の所属欄は現在本務として所属している施設名および講座または診療科名まで記載してください。
- (2) 氏名は自筆に限ります。押印は常用の認め印で結構です。氏名は戸籍上のものを略さず記載してください。この名前で認定証を交付します。

- 2) 履歴書（暫定様式 11-1）
履歴書は学歴・職歴・資格の項を分けて記載してください。また、次のことに留意してください。専門医登録番号および取得年月日を記載してください。不明の場合は、事務局が記載します。なお、専門医認定申請と指導医認定申請を同時に行う場合は専門医登録番号を記載する必要はありません。
- 3) 本会専門医認定証ないし専門医認定申請書（写）
専門医認定申請と指導医認定申請を同時に行う場合は専門医認定申請書の写しを添付してください。
- 4) 本会会員証明書（暫定様式 12）
学会会員証明書は、事務局にて確認のうえ押印しますので氏名・会員番号欄のみ記入してください。（会員番号は雑誌送付封筒の宛名ラベルに記載されています。）
- 5) 研修機関・その他医療機関在籍（職）証明書（暫定様式 13）
 - (1) 在籍（職）証明書は、申請者が在籍（職）する機関のものを提出してください。
 - (2) 機関長名には、当該機関として証明権を有する学長・学部長あるいは大学病院および病院にあっては病院長または副病院長（歯科代表者）、診療所にあっては管理者の氏名を記載してください。
 - (3) 勤務態様は週3日以上勤務を常勤とします。複数ある場合は用紙を追加してください。
- 6) 研修実績報告書（暫定様式 14-1, 14-2, 15, 16-1, 16-2）
最近5年間の研修実績を記載してください。
 - (1) 本会総会・学術大会およびその他学会の学術大会出席（暫定様式 14-1）。
 - (2) 出席学会の当日参加費の領収証あるいは参加証の写しを添付してください（暫定様式 14-2）。
 - (3) 学会発表（暫定様式 15）
高齢者に必要とされる歯科医療に関連する発表には、演題発表、講演発表、シンポジストおよびシンポジウム司会等が含まれます。
 - (4) 研修会・講演などへの参加（暫定様式 16-1）
研修会には、本会が認定する学術講演会および指導医講習会、および学術大会における教育・学術講演、セミナー、認定医ケースプレゼンテーション等が含まれます。その他の学会が企画する高齢者に必要とされる歯科医療に関連する講演、シンポジウム、セミナー等の聴講も研修として認めます。
 - (5) 研修会・講演などの受講記録あるいは修了証の写しを添付してください（暫定様式 16-2）。研修会・講演などの受講記録あるいは修了証が無い場合は必要ありません。
- 7) 診療実績一覧表（暫定様式 17）

最近1年における高齢者に必要とされる歯科医療に関連する疾患の診療実績を記載してください。

8) 論文業績目録および業績（暫定様式 18）

(1) 業績目録には高齢者に必要とされる歯科医療に関連する学術論文を5編以上記載してください。なお、学術論文とは査読制度を有する学会雑誌に掲載された原著、報告等です。なお指導医認定申請者が筆頭著者の総説、著書は論文業績として認めます。

(2) 論文の別刷りまたは写しを添付してください。

9) 認定審査料1万円（郵便振替払込受領証の写し）

暫定様式10の所定の箇所に貼付してください。

審査料（10,000円）は、郵便局備え付けの「郵便振替払込取扱票」に所要事項を記載し、申請者名義で下記口座へお振込みください。なお、取扱票の通信欄に「指導医認定審査料」と記載してください。

※日本老年歯科医学会認定審議会振替口座（郵便局）

口座番号：00130-7-149262

加入者名：日本老年歯科医学会認定委員会

※一旦納入された申請料の返却はいたしません。

※その他の不明な点は学会事務局にお問い合わせ下さい。

- ◇ 住所を変更された場合は、必ず書面にて下記の本学会事務局までお知らせ下さい。
- ◇ 申請書の提出は、封筒の表に「指導医認定申請書在中」と明記し、簡易書留（配達記録、エクスパック、宅急便も可）で下記宛郵送してください。

日本老年歯科医学会事務局

〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 駒込TS ビル3F

（財）口腔保健協会内

TEL：03-3947-8891, FAX：03-3947-8341